

せい かつ ほ ご

生活保護のしおり

<これから保護の申請をお考えの方へ>

この「しおり」は、生活保護の制度について
説明したものです。気軽に相談してください。



ひがしおうみしふくしじむしよ
東近江市福祉事務所

ひがしおうみしやうかいちみどりまち ばん ごう ひがしおうみしやくしよほんかん かい せいかつふくしか
東近江市八日市緑町10番5号【東近江市役所本館1階 生活福祉課】

でんわ 0748-24-5644 IP電話 050-5801-5644

えいげんじしよ 永源寺支所	0748-27-1121	(IP : 050-5801-1121)
ごかしやうししよ 五個荘支所	0748-48-3111	(IP : 050-5801-3111)
あいとうししよ 愛東支所	0749-46-0211	(IP : 050-5801-0211)
ことうししよ 湖東支所	0749-45-0511	(IP : 050-5801-0511)
のとうがわししよ 能登川支所	0748-42-1331	(IP : 050-5801-1331)
がもうししよ 蒲生支所	0748-55-1161	(IP : 050-5801-1161)

せいかつ ほ ご 生活保護とは

にほんこくけんぽうだい じょう けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ いとな けんり りねん
 ◎日本国憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の理念
 を具体化した生活保護法に基づくもので、「生存権」を保障する国の制度です。
 せいかつ ほ ご せいで びょうき しつぎょう せいかつ こま せいかつ こま
 生活保護制度は、病気や失業などで生活に困ったとき、資産や能力など
 を活用してもなお生活に困っておられる方（世帯）に、

- ① 困窮の状態に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障すること。
- ② できるだけ早く自立した生活を送ることができるよう支援すること。

もくてき
 を目的としています。

せいかつ ほ ご しゅるい 生活保護の種類

せいかつ ほ ご つぎ ふじょ くに さだ きじゅん せたい
 生活保護には、次の8つの扶助があり、国が定めた基準によって、世帯の
 せいかつ ひつよう ふじょ う
 生活に必要な扶助を受けることができます。

ふじょ しゅるい 扶助の種類	ふじょ ないよう 扶助の内容
1 せいかつ ふじょ 生活扶助	た 食べるもの、きるもの、こうねつすいひ にちじょう く ひつよう ひよう 食、着るもの、光熱水費など日常の暮らしに必要な費用 です（個人の年齢や世帯の人数などによって決まります。）。
2 じゅうたく ふじょ 住宅扶助	やちん ちだい ひよう 家賃、地代などの費用です。
3 きょういく ふじょ 教育扶助	こ ぎ むきょういく う ひよう がくようひんたい がっきゅうひ きゅうしょくだい 子どもが義務教育を受けるための費用（学用品代、学級費、給食代 など）です。
4 いりよう ふじょ 医療扶助	びょういん じゅしん くすり ひよう きほんてき けんこうほけん てきよう 病院などの受診や薬にかかる費用です（基本的に健康保険が適用さ れる範囲に限りです。）。
5 かいご ふじょ 介護扶助	かいご う ひよう 介護サービスを受けるための費用です。
6 しゅっさん ふじょ 出産扶助	しゅっさん ひよう 出産のための費用です。
7 せいぎょう ふじょ 生業扶助	こうとうがっこう しゅうがく ひよう じりつ ひつよう ぎのう み つ 高等学校に就学する費用や自立に必要な技能を身に付けるための 費用です。
8 そうさい ふじょ 葬祭扶助	もしゅ そうぎ しつこう ばあい ひよう 喪主となって葬儀を執行する場合の費用です。

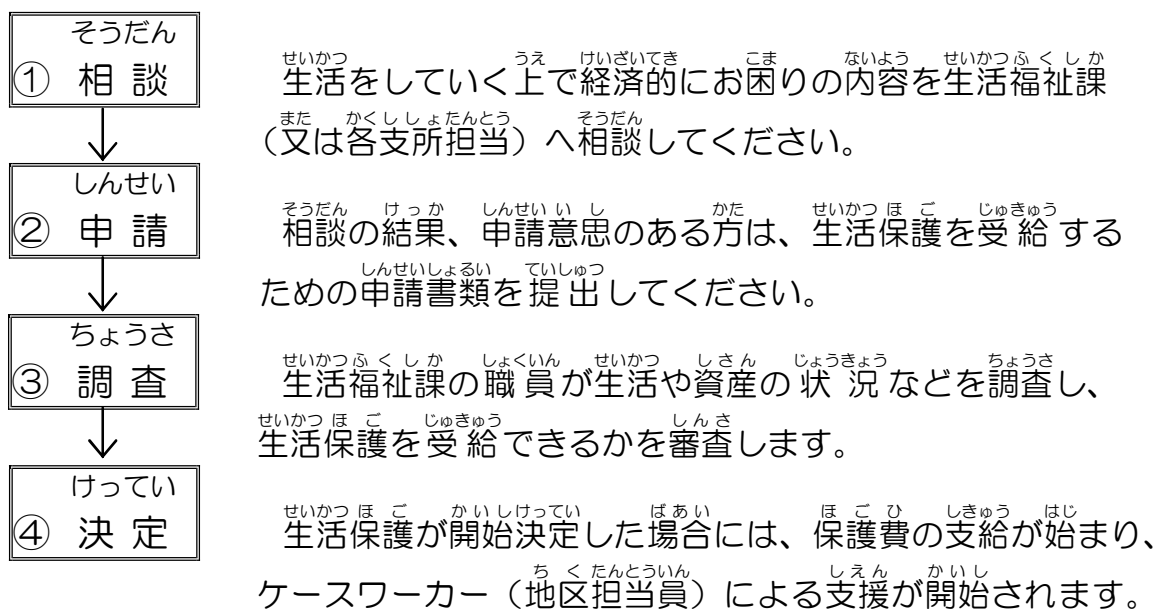


また、特別の需要のある方だけが必要とする生活費として、障害者加算、児童養育加算などがあり生活扶助に加えて計算されます。

なお、扶助の支給額には、一定の限度額が定められています。

※生活保護は世帯を単位として要否や程度が決定されます。この場合の「世帯」は戸籍上の関係や住民登録の有無などに関わらず、生活の実態で判断されます。

保護の相談から決定まで



※生活保護の相談から決定までの流れについて、詳しく説明をしていきます。

① 相談（生活にお困りの場合は、ぜひ相談を！）

生活に困っていて生活保護を受給したいと思ったら、気軽に相談してください。相談時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況などを確認いたします。個人の秘密は固く守りますので安心してください。また、相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明します。

生活保護の受給を希望する場合は申請してください。



② 申請 (申請は自由です)

生活保護は本人の意思で申請します (生活福祉課に申請書類を提出)。

なお、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を^{しりょう}確認できる資料などを^{もと}求めることもあります。

(何らかの事情で本人が申請できない場合は、扶養義務者又は同居の親族により申請

することもできます。また、急迫状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所が職権 (事務所判断) で生活保護の受給を開始する場合があります。)

③ 調査 (調査内容と保護制度について)

生活保護の申請をされると、暮らし向きなどについて具体的に^{くたいてき}確認をするために、ケースワーカーが家庭訪問をします。必要な事柄をお聞きしますので、^{こた}ありのままをお答えください。

また、保護の決定に当たり、必要な調査を行います。

* 能力の活用について

働ける能力のある方は、その能力に応じて働く (働いていない場合には働くための最善の努力をする) 必要があります。ただし、病気、けが、そのほかの理由で働けない状態の方は、その問題の解決 (治療等) を優先します。

* 資産との関係について

生活保護の申請により、銀行や生命保険会社などに資産の調査を行います。預貯金、生命保険、有価証券、土地家屋、自動車、高価な貴金属や活用可能な資産等がある場合には、その資産を売却するなどして最低生活費に充ていただくこともあります。

(原則として、処分価値が低い居住用不動産については保有が認められます。

自動車については原則認められませんが、例外的に、就労による自立が見込まれる方の通勤用自動車や、下肢又は体幹機能障害がある方の通院用自動車などは保有が認められることもありますので、相談してください。)



ふようぎむ * 扶養義務について

おや こ きょうだいしまい みんほうじょう ふようぎむ かた えんじょ う
親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受け
ることができる場合は、受けてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族
がいることだけで、生活保護を受給できないというわけではありません。

また、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族へ
の調査を見合わせることもあるため、事前に相談してください。

せいど かつよう * ほかの制度の活用について

せいかつほ がいがい せいかつ ささ こうてき せいど かつよう
生活保護以外にも生活を支えるためのさまざまな公的な制度があり、活用
可能な制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。

れい かくしゅねんきん ろうれい しょうがい いそく じどうてあて じどうふようてあて かくしゅいりょうひ じょせい
（例）各種年金（老齢・障害・遺族）、児童手当、児童扶養手当、各種医療費助成
せいど じつぎょうきゅうふきん ろうどうさいがいほしょうきん ようほこせたいむ ふどうさんたんほがたせいかつしきん
制度、失業給付金、労働災害補償金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金
など。

げんそく せいかつほ ごと じゅききゅう ばあい * 原則として生活保護を受給できない場合について

- ぼうりょくだんいん せいかつほ ごと しんせいご ぼうりょくだんいん はんめい せたい
暴力団員（生活保護申請後、暴力団員であることが判明した世帯については、
しんせい きゃっか ほごけていご はんめい ばあい ほご はいし うえ しきゅうす
申請を却下します。保護決定後に判明した場合は、保護は廃止となる上に、支給済
みの生活保護費がある場合は全額返していただきます。）
- ローン付き住宅を保有している方（世帯）
- 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがあ
り、再度年金担保貸付を利用している方（世帯）

せいかつほ ごと しく ○ 生活保護の仕組み

ほご かん ちょうさご せいかつほ ごと じゅききゅう しんさ おこな
保護に関する調査後、生活保護を受給できるかどうかの審査を行います。
しんさ せいかつひ じゅうたくひ いりょうひ さんてい さいていせいかつひ せたい
審査については、生活費、住宅費、医療費などで算定される最低生活費（世帯
たんい せたい しゅうにゅう はたら え しゅうにゅう ねんきん てあて しおく ほけんきん
単位）と世帯の収入（働いて得た収入、年金、手当、仕送り、保険金、
ざいざんしゅうにゅう ふく ひかく ほんてい
財産収入なども含みます。）を比較して判定します。



次の図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合には、不足部分を生活保護で補います。世帯の収入が最低生活費を超える場合は、生活保護の対象にはなりません。

くに ほごきじゅん 国の保護基準	せたい さいていせいかつひ せたい にんずう ねんれい き 世帯の最低生活費(世帯の人数や年齢などで決まります。)				
	せいかつひ 生活費	じゅうたくひ 住宅費	きょういくひ 教育費	かいごひ 介護費	いりょうひ 医療費
ほごたいしょう 保護の対象	せたい しゅうにゅう 世帯の収入		せいかつほごひ 生活保護費		
	せたい しゅうにゅう 世帯の収入			せいかつほごひ 生活保護費	
ほごたいしょうがい 保護の対象外	せたい しゅうにゅう 世帯の収入				

※働いて得た収入については、必要経費(交通費・社会保険料など)や収入額に応じた控除が認められます。

※生活保護費は、世帯員の年齢や人数、家賃額、その世帯の収入額などによって決定されますので、常に一定のものではありません。

けっか つうち ○結果の通知

以上のような調査が行われ、生活福祉課に申請があった日から原則として14日以内(特別な事情で調査に時間を要する場合は最長で30日以内)に、生活保護を受給できるかどうかの結果を通知します。

(なお、福祉事務所の決定に不服があるときは、福祉事務所にその内容を申し出て説明を受けることができます。それでも納得できないときは、その決定を知った日の翌日から数えて3箇月以内に、滋賀県知事に対して審査請求することができます。)

④ けったい せいかつほご かいし けったい 決定(生活保護の開始が決定したら)

生活保護の開始が決定した場合には、担当するケースワーカーから生活保護を開始するに当たっての詳細な初回説明が行われ、保護費の支給が始まるとともに、ケースワーカーが自立に向けた支援を行います。



そのほか、お伝えしたいこと

※ケースワーカー（地区担当員）

生活保護のケースワーカーは、生活をしていく上で困っていることや、自立していくためにはどうすればよいかを一緒に考え、必要に応じて助言をするなど手助けをします。また、生活の向上のため、生活状況や健康状態などについての確認や相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。

※民生委員

各区域には、生活に困っている方の福祉全般についての相談に乗ってくださる民生委員がいます。福祉事務所と協力関係にありますので、必要に応じて相談してください。

.....

◎よりよい生活のために、わたしたちは少しでも豊かでしあわせな生活をめざして毎日を送っていますが、長い人生の間には思いがけない事故や病気などのために生活に困ることがあるものです。また、さまざまな理由で、どんなに頑張っても、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。

生活保護は、このようなときのための制度であり、国民の権利です。しかし、この制度は、自分の力で生活ができない間の最低限度の生活を保障するに過ぎません。

あなたの世帯が一日でも早く現在の状況から脱け出せるよう、あなたを始め家族全員が一緒になって努力することが大切です。そして、もっとしあわせな生活を送ることができるようになってください。

東近江市福祉事務所は、民生委員やそのほかの関係機関と協力をしながら、できる限り力になりますので、遠慮なく相談してください。

相談いただいたあなたの秘密は守ります。



